

住民票などに旧姓（旧氏）が記載できるようになります

住民基本台帳法施行令などの一部が改正され、令和元年11月5日(火)から本人の申出により、住民票やマイナンバーカードなどに旧姓（旧氏）を併記することができます。

社会において旧姓を使用しながら活動する女性が増加している中、さまざまな活動の場面で旧姓を使用しやすくなるよう改正が行われたものです。

これにより、婚姻などで氏に変更があった場合でも、従来称してきた氏を住民票やマイナンバーカードなどへ記載し、公証できるようになるため、各種契約などさまざまな場面で活用されるとともに、就職や職場などでの身分証明として利用できるようになります。

また、印鑑証明書にも旧姓（旧氏）が併記され、旧姓（旧氏）を用いた印鑑登録が可能となります。

旧姓（旧氏）を併記するためには、登録手続きが必要となりますので、以下の書類をご持参のうえ、役場窓口へお越しください。

【旧姓（旧氏）とは？】

その人が過去に称していた戸籍上の氏のことです。その人に係る戸籍、または除かれた戸籍に記載がされています。（住民票などに記載できる旧氏は1人1つです。）

【手続きに必要な書類】

- ・戸籍謄本など（旧姓（旧氏）が記載されている戸籍から現在の氏が記載されている戸籍にいたるすべての戸籍謄本など）
- ・マイナンバーカードまたは通知カード
- ・本人確認書類（A書類1点または、B書類2点）

A書類	顔写真付きの身分証明書 (運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、パスポート、身体障害者手帳など)
B書類	「氏名、生年月日」または、「氏名、住所」が記載されている書類 (健康保険証、介護保険証、国民年金手帳、医療受給者証、年金証書、社員証、学生証など)

【お問合せ】 住民福祉課 住民係 担当：熊谷

婦人講座「舞踊教室」のお知らせ

婦人講座「舞踊教室」を、以下の日程で開催します。村内の成人女性ならどなたでも参加できますので、ご近所お誘い合わせのうえ、ぜひご参加ください。

○日時：第1回目 11月17日(日) 午前10時から
第2回目 11月24日(日) 午前10時から

○場所：アルサスしおさいホール

○講師：品木 信子さん

【お問合せ】 佐井村中央公民館 ☎38-4506

鳥獣被害防止用電気柵を設置しませんか

佐井村ではこれまで、特定鳥獣管理計画に基づき、ニホンザルを捕獲処分し個体数の増加を抑制できるよう取り組んでいますが、まだ個体数を減少させるまでには至っていません。

このことから、捕獲と並行して電気柵設置などの被害防止対策を行っています。

電気柵設置はニホンザルだけでなくカモシカにも有効です。電気柵設置を希望される方は、産業建設課までご連絡ください。

なお、希望される場合、後日、現地確認をさせていただき、今後の設置計画に反映していきたいと思っておりますのでご協力お願いします。

【お問合せ】 産業建設課 農林水産係 担当：長島